

岡山大学附属図書館相互貸借取扱要領

平成19年7月1日  
館長裁定

平成24年9月20日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、岡山大学附属図書館利用内規(平成24年館長裁定)(以下、「利用内規」という。)第17条第1項の規定に基づき、附属図書館と他大学等の図書館等との間で行われる図書館資料の相互貸借に関し必要な事項を定めるものとする。

(相互貸借の範囲)

第2条 附属図書館が相互貸借を行う本学以外の図書館等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 大学、短期大学及び高等専門学校の図書館
- (2) 国立図書館
- (3) 公立図書館
- (4) 岡山県内の学校図書館
- (5) 学術研究を目的とする研究所の図書館
- (6) その他附属図書館長が適当と認めた図書館等

(対象資料)

第3条 相互貸借における貸出しの対象となる図書館資料は、本学図書館が管理する資料とする。ただし、次の各号の資料及び本学の業務上支障のある資料の貸出は行わない。

- (1) 利用内規第11号に定める貸出禁止図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 地図資料
- (4) 破損のおそれのある図書

(利用者)

第4条 相互貸借サービスを他の図書館等に依頼することができる者は、利用内規第2条第1号から第2号に定められたものとする。

(依頼方法等)

第5条 相互貸借の依頼に関する申込み方法、料金、及び支払い方法等については、依頼を受ける他大学等の図書館等の定めるところによる。

(他大学等の図書館等からの申込みの受付)

第6条 他大学等の図書館等から相互貸借の申込みがあった場合は、第2条及び第3条の定める範囲内において、これに応じるものとする。

(経費)

第7条 相互貸借に係る料金は、受益者負担とする。

- 2 前項の料金は都度通知するものとする。

(料金の納付)

第8条 相互貸借に係る料金は、前納するものとする。ただし、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 I L L 文献複写料等相殺サービス利用機関からの依頼によるものを除く。

2 納付された料金は還付しない。

(貸出冊数)

第9条 相互貸借に係る貸出冊数は、1図書館あたり5冊以内とする。

(貸出期間)

第10条 相互貸借に係る貸出期間は、郵送に要する期間も含めて21日とする。ただし、本学図書館の業務上の都合により短縮することができる。

2 貸出期間の更新は原則できない。ただし、相当の事由により7日間の更新を認める。貸出更新を希望する場合は、貸出期限内に適宜本学図書館に連絡すること。

(依頼館の責任)

第11条 相互貸借で貸し出した図書館資料は、貸出しを受けた図書館が責任をもって利用に供するものとし、貸出期間中に汚損、破損、又は紛失したときは、利用内規第23条の規定を準用するものとする。

(罰則)

第12条 この取扱要領の定め違反した図書館等に対しては、以後の貸出を停止または禁止することがある。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。